

令和6年 第1回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和6年1月26日

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	<p>令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、利便性の向上と、戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされた。</p> <p>改正法が施行されることに伴い、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の広域交付並びに戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行の事務が創設されることから、これらの事務に対応するため、条例の改正を行う。</p>
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、「戸籍（除籍）の全部事項証明書若しくは個人事項証明書」という表記を「戸籍（除籍）証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額とします。</p> <p>(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（パスワード）の発行事務に係る手数料（総務省の示す基準額に基づき設定）の創設</p> <ul style="list-style-type: none">① 戸籍電子証明書提供用識別符号の交付 1件あたり手数料400円② 除籍電子証明書提供用識別符号の交付 1件あたり手数料700円 <p>※戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号 市区町村の窓口で交付された戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍謄本等の提出を省略することが可能となる。</p> <p>2 施行期日 令和6年3月1日</p>

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）新旧対照表

改正案			現行		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
(1) 戸籍謄抄本又は戸籍証明書の交付	1件	450円	(1) 戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1件	450円
(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の交付	1件	400円 (電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)			
(3) 除籍謄抄本又は除籍証明書の交付	1件	750円	(2) 除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1件	750円
(4) 除籍電子証明書提供用識別符号の交付	1件	700円 (電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)			
(5) ～ (34) (略)			(3) ～ (32) (略)		

『低所得者支援及び定額減税補足給付金事業』

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯に給付金を交付し、経済的な負担軽減を図ります。
(基準日：令和5年12月1日)

区分	支給対象者	支給額		予算計上額
		基本額	加算額	
国 事 業	住民税均等割非課税世帯 (世帯の全員が課税者から扶養 されている世帯を除く)	3万円/世帯(6月議会補正) 7万円/世帯(12月議会補正)	5万円/1児童 (対象：61人)	事業費 3,050千円
				事務費 28千円
	住民税均等割のみ課税世帯 (世帯の全員が課税者から扶養 されている世帯を除く)	10万円/世帯 (対象：128世帯)	5万円/1児童 (対象：12人)	事業費 13,400千円
				事務費 194千円

※加算額における算定基準は、平成17年4月2日～令和6年3月31日の間に出生した子。

以下、課税者による扶養によって上記の国の給付事業に該当しない世帯

町 単 独 事 業	住民税均等割非課税世帯	3万円/世帯(6月議会補正)	5万円/1児童 (対象：8人)	事業費 2,860千円
		3万円/世帯 (対象：82世帯)		事務費 41千円
町 単 独 事 業	住民税均等割のみ課税世帯	6万円/世帯 (対象：9世帯)	5万円/1児童 (対象：3人)	事業費 690千円
				事務費 9千円

※加算額における算定基準は、平成17年4月2日～令和6年3月31日の間に出生した子。

『冬期暖房費助成事業（追加給付分）』

冬期間の暖房費を助成し、一定所得以下の世帯の経済的負担軽減を図ることを目的とするものであり、先般9月に補正した臨時冬期暖房費助成の内容を見直し、次のとおり追加支給する。

これまで、灯油価格が高騰した年に限り支給してきたが、昨今電気等を含めたエネルギー価格が恒常的に高止まりしていることから内容を見直し、また既に支給済みの今年度分助成金についても下記の例により再計算し遡及して追加支給するもの。

◇対象世帯
従前と同一

◇助成額

助成額は、灯油基準単価を1リットル当たり80円（税込み）とし、当該年度の9月1日から10月30日までの町内販売事業所における1リットル当たりの最高販売単価（税込み）との差額を計算した額に対し、灯油500リットル分をかけた額を現金で支給するものとする。

ただし、この計算による助成額が5,000円未満の場合は支給せず、また助成額の上限も20,000円とする。

例：令和5年度の場合9月1日時点の灯油単価が1リットル当たり126円だったことから
(126円-80円)×500リットル=23,000円 → 20,000円（上限額）
既に1世帯15,000円支給済みのため5,000円を追加支給

◇想定世帯数：400件

◇予算計上額：事業費 2,000千円
事務費 129千円（郵送料、振込手数料）

